

**医療的ケアが必要なお子さまと家族のため
の支援のしおり
2026 年度版**

伊予市福祉課

目 次

1. 医療的ケアについて

- * 医療的ケアについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2. 地域生活について

- * 地域生活で利用できるサービスの見通しについて・・・ 2

3. 就学前の支援について

- * 母子保健・子育て支援事業について・・・・・・・・ 3
- * 幼稚園教育・保育について・・・・・・・・ 4
- * 児童発達支援センターについて・・・・・・・・ 5
- * 愛媛県医療的ケア児支援センターについて・・・・ 5

4. 小学校・中学校の教育について

- * 多様な学びの場について・・・・・・・・ 6
- * 伊予市教育相談（就学相談）について・・・・ 6
- * 伊予市立小・中学校での医療的ケアについて・・・・ 7

5. 主な福祉制度について

- * 障害者手帳に関する事・・・・・・・・ 8
- * 医療費に関する事・・・・・・・・ 9
- * 手当に関する事・・・・・・・・ 10
- * 心身障害者扶養共済制度に関する事・・・・ 10
- * 障害福祉サービスについて・・・・・・・・ 11
- * 補装具、日常生活用具について・・・・ 15

* 運賃等の割引	16
* NHK放送受信料免除	17
* パーキングパーミット制度	18
* 避難行動要支援者個別避難計画「あい・愛プラン」	19

6. 相談窓口について

* 支援者とその役割について	20
* 医療的ケア児等コーディネーター	21
* 障害者（児）相談支援事業	21
* 伊予市の医療的ケアが必要なお子さまの相談窓口一覧	22
* 障がい者団体・障がい者支援団体	23
* 家族会など	23
* 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	24
* 訪問看護ステーションの利用	24
* 医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）	24
* 災害時対応ノート・災害時対応マニュアル	25

ご利用にあたって

医療的ケア児の健やかな成長やその家族への支援などを目的とした医療的ケア児等支援法が令和3年9月に施行されました。

伊予市においても、保育・教育施設などの受け入れ体制の整備をはじめ、情報共有のための医療的ケア児支援連絡会の設置等に取り組んでいるところです。

このしおりは、令和8年4月を基準として、ご家族が育児をするうえでの不安感や負担感を少しでも軽減していただくために、お子さまの成長過程に合わせたサービスや相談先など、子育てに必要な情報をご紹介します。ぜひ、子育てにお役立てください。

1. 医療的ケアについて

医療的ケアについて

医療的ケアとは

人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引などの医療行為をいいます。このほか、代表的な医療的ケアの具体例を挙げると、気管内挿管・気管切開、鼻咽頭エアウェイ、酸素吸入、ネブライザー、中心静脈栄養、経管栄養、導尿、人工肛門などがあります。

医療的ケア児とは

日常生活や社会生活を送る上で、医療的ケアが常に必要な児童をいいます。

なお、令和元年度の愛媛県の調査によると、医療的ケア児は推計で200人とされ、95%の方に身体障害者手帳、75%の方に療育手帳、35%の方に小児慢性特定疾病医療受給者証が交付されていました。

医療的ケア児支援法とは

令和3年に制定された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）」を指します。

この法律の目的は、

- 医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること。
- 安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与すること。

とされています。

基本理念として、

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
- 3 医療的ケア児が児童ではなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策 が掲げられています。

医療的ケア児等コーディネーターとは

医療的ケア児や保護者が地域で安心して暮らせるよう、保護者の相談に対応し、必要なサービスの紹介、関係機関との連携をします。

2. 地域生活について

地域生活で利用できるサービスの見通しについて

お子さまの成長に応じてご利用いただけるサービスがあります。それぞれのサービスには要件があり、全ての方がこれらのサービスを利用できるわけではありません。詳しくは、次ページ以降にご案内しているそれぞれの制度の窓口までお問い合わせください。

	乳幼児期 就学前まで	小学生 7～12歳	中学生 13歳～15歳	16歳～18歳	19歳～22歳	23歳～	
医療 P9	基幹病院	→		地域の病院	→		
	訪問看護	→					
	医療費の助成制度（※要件、対象年齢等が様々）						→
	（小児慢性特定疾病医療給付、自立支援医療費（育成医療）給付、重度心身障害者医療助成等）						→
保健 子育て P3	乳幼児健診	→					
	予防接種	→					
	子育て・発達相談	→					
保育 P4	保育所等	→					
教育 P6-7		教育相談	→				
		通常学級＋通級指導、特別支援学級、特別支援学校			→		
			高等教育機関				
福祉 P5 P8 P11 ～15	障害者手帳・手当の申請・障害児通所支援、障がい福祉サービス等に関する相談						→
	児童発達支援（センター含む）						→
	放課後等デイサービス						→
	生活介護、就労継続支援等						→
	短期入所、日中一時支援、居宅介護						→
	補装具、日常生活用具、住宅改修等						→
	相談支援事業所						→
経済的 支援 P10	特別児童扶養手当				→		
	障害児福祉手当				→		
					特別障害者手当		
					障害基礎年金		
(加入から～)						→	
心身障害者扶養共済制度（保護者が死亡等した時に年金支給）						→	
災害時 P19	避難行動要支援者避難行動支援制度						→
							→

3. 就学前の支援について

母子保健・子育て支援事業について

乳幼児健診や予防接種、発達や育児の悩みについての相談など、専門職がお子さまやご家庭の状況に合わせた情報提供などのお手伝いをします。

名 称	内 容
こどもの発育や健康に関する相談	妊娠期から子育て期にわたり、保健師・栄養士・歯科衛生士等がこどもの発育や健康に関する相談に応じます。

■ 問合せ先 伊予市保健センター 089-983-4052

名 称	内 容
子育て・発達に関すること	保育士（地域子育て支援コーディネーター）や心理カウンセラー、家庭児童相談員が相談に応じます。

■ 問合せ先 こども家庭センター 089-989-6226

幼児教育・保育について

第3期伊予市子ども・子育て支援事業計画（令和7年3月策定）において、「伊予市医療的ケア児支援事業ガイドライン」に基づき、医療的ケア児の受入体制の構築を推進していくこととしています。

■入所申請要件（次の要件をいずれも満たしていること。）

- ・伊予市に住所を有すること
- ・伊予市内の保育所、認定こども園（以下「保育施設」という。）の利用であること。
- ・原則、入所年度の4月1日時点で満3歳以上であること。ただし、保育施設の場合、子どもの健康状態等により満3歳未満児でも入所可能な場合があります。
- ・ケア児の容体が安定し、保育施設における集団生活を実施することが適切であると主治医に認められること。
- ・医療的ケア児受入検討会（以下「受入検討会」という。）において、保育施設における集団生活を実施することが適切であると認められること。等

■医療的ケアの内容

医療的ケアの内容は以下のうち、主治医が必要と判断し、訪問看護ステーションから派遣された看護師で対応することが可能なものとする。

- ・喀痰吸引（口腔内、鼻腔内及び気管カニューレ内部の吸引に限る。）
- ・経管栄養（経鼻、胃ろう又は腸ろうによるものに限る。）
- ・導尿
- ・呼吸管理（酸素吸入等の軽度なものに限る。）
- ・インスリン投与

いずれの医療的ケアも、市が定める時間の範囲内（原則、1号認定の場合：平日の教育標準時間、2・3号認定の場合：平日の短時間保育時間）で実施可能であり、人工呼吸器等の医療機器による持続的な医療行為を必要としないものであること。

■医療的ケア児の入所までの手続き（受入れ時期は、4月1日入所を基本とします。）

時期(入所前年度)	概要	内容
7月まで	保護者からの相談	子育て支援課で入所の相談等対応
8月	受入可能性の検討 受入検討会の開催	主治医の意見聴取(主治医の意見書・受診同行)など、関係機関と連携のもと、受入れを検討
9月～	受入検討会結果通知	保育申込可能の場合：入所申込、追加様式提出等 受入れ困難の場合：児童発達支援センターなどの他支援・他サービスを検討

保育申込可能となった場合もその後の主治医面談や保育施設の状況により受入れ困難となる場合があります。その場合には、他支援・他サービスを検討します。

- 申請先 子育て支援課

児童発達支援センターについて

児童発達支援センターでは、子どもの発達やニーズに応じた「発達支援」、育ちや暮らしの安定を基本においた「家族支援」を行っています。また、施設の専門性を活かして、地域の障害児やその家族への相談など、いわゆる地域での健やかな育ちを考えた「地域支援」も提供しています。

市内の児童発達支援センターには、障がいや発達に遅れのある児童が、平日に通園しています。

名 称	住 所	電話・F a x
児童発達支援センター 伊予くじら	伊予市上吾川 1038 番地 3	Tel : 089-982-7839 Fax : 089-982-7840

松山圏域においては、「児童発達支援センターひまわり園」に常勤の看護師が配置されており、医療的ケア児が通園しています。

入園を希望される方は、施設の見学ができます。なお、新年度の入園申し込みは、入園前年度の 11 月頃開始されます。実際の通園に当たっては、児童福祉法に基づき、通所給付費の支給決定が必要で、伊予市役所福祉課へ申請が必要です。

名 称	住 所	電話・F a x
松山市児童発達支援センター ひまわり園	松山市水産町 368 番地 1	Tel : 089-970-3711 Fax : 089-970-3858

このほか、・児童発達支援センター あゆみ学園

・児童発達支援センター くるみ園

・児童発達支援センター 天使園 の3園があります。

愛媛県医療的ケア児支援センターについて

医療的ケア児の家族等からの相談に総合的に対応する拠点として、令和 4 年 7 月に開設されています。インターネットの専用相談フォームのほか、毎週水曜日は電話でも受け付けています。

名称	住所	電話
愛媛県医療的ケア児 支援センター 	東温市田窪 2135 県立子ども療育センター内	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談 089-997-7756 毎週水曜日 9 時 30 分～16 時 (年末年始、祝祭日を除く) ・以下ホームページに専用相談フォーム https://www.pref.ehime.jp/page/2185.html

4. 小学校・中学校の教育について

多様な学びの場について

学びの場	内容	その他
通常の学級	1学級 35人（小学校）1学級 40人（中学校）に対し、学級担任が1名配置されます。	座席の配慮、教材の工夫、言葉掛けの工夫などを行います。
通級による指導	小・中学校にて、各教科等の指導は、通常の学級で行いながら、一部、障がいに応じた特別の指導を特別な場で受ける指導の形です。	対象は、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がい などがある児童です。
特別支援学級	障がいの種別ごとに少人数によるきめ細かな指導を行う学級です。	対象は、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい、言語障がいのある児童で、障がいに配慮した弾力的な教育課程が編成できるようになっています。
特別支援学校	視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱のある幼児児童生徒を対象として、専門性の高い教育を行う学校です。	障がいや発達段階に合わせた教育課程で教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための特別な指導領域「自立活動」を実施しています。

伊予市教育相談（就学相談）について

伊予市教育相談（就学相談）は、特別な教育的支援を必要とする子どもの適切な学びの場や支援について、保護者の皆様とともに考える場です。相談対象は、特別支援学校、特別支援学級での教育、通級による指導を希望する場合です。小・中学校で医療的ケアが必要なお子さまも伊予市教育相談を受けていただく必要があります。

次年度の小学1年生については、7～8月に伊予市教育相談（就学相談）を実施しています。伊予市教育相談の申請時期（6月）に「伊予市教育相談申込書」をお子様が通われている保育所・幼稚園等に必要書類をご提出ください。

子どもの適切な学びの場や支援については、伊予市教育支援委員会で審議し、その結果を保護者の方にお知らせします。審議結果は、就学を決定するものではなく、就学に関する助言です。これを踏まえ、保護者と学校が就学の場や入学後の支援について話し合い、合意形成を図っていくことになります。

伊予市立小・中学校での医療的ケアについて

伊予市立小・中学校に在籍する医療的ケアを必要とする子どもが、安全で安心な学校生活を送ることを目的として、必要に応じて学校に看護師を配置し、医師の指示に基づいて医療的ケアを行います。

■対象児童・生徒の要件

- ・伊予市立小学校又は中学校に通学していること
- ・伊予市教育相談及び伊予市教育支援委員会で検討を行った上で、伊予市立小・中学校において医療的ケアを行為が必要との決定を受けていること

■医療的ケアの内容

医療的ケアの内容は以下のうち、主治医が学校においてケアを行うことに支障がないと認められたもののうち、市が派遣した看護師で対応可能なものとします。

- ・口腔内、鼻腔内及び気管カニューレ内の喀痰吸引
- ・経管栄養
- ・導尿
- ・酸素吸入
- ・その他主治医の指示の範囲で伊予市教育委員会教育長が定めるもの

■就学までの1年間の主な流れ（参考例）※参考例であり、スケジュールは1人1人違います。

時期	保護者の方の対応
6月	教育相談の申請、必要書類の準備・提出
7～8月	教育相談への参加（結果は9～10月頃にお渡しします。）
9～10月	学校と学びの場や支援について話し合い、合意形成
10～12月頃	学校でのケース会への参加（個別マニュアル等の作成協力）
2月	主治医指示書の作成依頼
3月	学校における医療的ケアの内容の確認 看護師の配置決定後、医療的ケアの実施に承諾
4月～ 当面の間	学校で看護師と手技の引継ぎを行いながら、子どものケアを実施 （子どもの状況やケアの内容・頻度に応じて、引継ぎ期間は変わります。）

学校での医療的ケアを希望される場合、まず、学校教育課へご相談をお願いします。

- 申請先 伊予市教育委員会 学校教育課（TEL989-9871）

5. 主な福祉制度について

障害者手帳に関すること

心身の状況によっては、障害者手帳の交付を受けることができます。手帳は、障がいの内容により3種類に分かれています。

利用できる福祉サービス等は、手帳に記載された障がい名や等級等により異なりますが、医療費の助成（重度心身障害者医療）、運賃等の割引など、障害者手帳を取得することによって各種福祉サービスを受けることができます。

手帳の申請を希望する方は、主治医または福祉課にご相談ください。

種類	内 容	程度
身体障害者手帳	身体に一定の障がいがある方	1～6級
療育手帳	知的障がいのある方	A・B
精神障害者保健福祉手帳	一定の精神障がいの状態にある方	1～3級

- 申請に必要なもの
 - ・手帳交付申請書（申請先窓口にあります）
 - ・診断書・意見書、申請調書など（所定の様式があります）
 - ・本人の顔写真（縦4cm×横3cm）
 - ・マイナンバーを確認できるもの

- 申請先 福祉課

「5. 主な福祉制度（P8～20）」につきまして、各申請に必要なものや注意事項、その他サービスについては、「障がい者福祉のしおり」をご覧ください。

（伊予市ホームページからダウンロードもしくは窓口で配布しています。）



医療費に関すること

所得による制限や重複して受けられないものがあります。詳細は申請先にお問合せください。

種類	対象	内容	経費	申請先
重度心身障がい者(児)に対する医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳 1・2 級 ・ 療育手帳「A」 ・ 身体障害者手帳 3～6 級かつ療育手帳「B」の重複障がい者(児) 	重度心身障がい者(児)が受診した医療費のうち医療保険の自己負担分を助成	自己負担無	市民課
自立支援医療(育成医療)	身体に障がいのある児童または、現存する疾患を放置すれば将来障がいに至ると認められ、確実に治療効果が期待できる 18 歳未満の方	※ 受給者証に記載された指定自立支援医療機関での対象医療に限る。	自己負担医療費の 1 割(所得に応じ上限あり)	福祉課
難病に対する医療費助成	国の指定難病のうち特定の疾患については、患者医療費の負担軽減のため、都道府県が行う治療研究事業として助成があります。対象となる特定疾患や助成の内容については、中予保健所にお問合せください。			中予保健所 〒790-8502 松山市北持田町 132 TEL909-8757
小児慢性特定疾病医療費助成	小児の慢性疾患のうち特定の疾患について、医療費の自己負担分の一部を助成します。(所得状況により、自己負担額は異なる)			
未熟児養育医療	出生体重が 2,000 g 以下または生活力が特に未熟と医師が判断した場合、集中治療等の入院医療に係る医療費等を助成します。(世帯の所得状況によっては、一部自己負担が発生する場合があります)			市民課

手当に関すること

種類	対象	内容
障害児福祉手当	<ul style="list-style-type: none"> ・精神または身体に重度の障がいをもつため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方 ・施設等に入所していないこと ・障がいを理由とする公的年金の給付を受けていないこと ・所得が一定の額以下であること（扶養義務者を含む） 	<p>月額 16,560円 （令和8年4月～）</p> <p>※改定があります</p>
特別児童扶養手当	<p>精神または身体に中度以上の障がいがあるため日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の児童を養育している方</p>	<p>月額1級 58,450円 2級 38,930円 （令和8年4月～）</p> <p>※改定があります</p>

心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障がい）があったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

名称	加入要件	掛金
心身障害者 扶養共済制度	<p>加入者（障害者の保護者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する65歳未満の方 ・特別な病気や障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること（審査により加入できない場合もあり） <p>障害者本人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい者 ・身体障がい者（1級～3級） ・精神または身体に永続的な障がいがあり、前項と同程度の障がいがあると認められる方 	<p>掛金は保護者の加入時の年齢による</p> <p>※1口につき月額 9,300円～23,300円（2口まで加入可）</p>

■ 申請先 福祉課

障害福祉サービスについて

障がいのある方が地域で安心して生活ができるようにサポートするサービスです。

障害者総合支援法による総合的なサービスには、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」とがあり、児童福祉法による「障害児通所サービス」があります。

サービス利用には受給者証の取得が必要です。申請から支給決定まで1～2か月かかります。

◎自立支援給付・地域生活支援事業

計画相談支援

サービスの名称	内容
サービス利用支援	相談支援専門員が障害福祉サービスの支給決定（変更）前に利用者への面接等によるアセスメントを行い、サービス等利用計画案を作成 また、支給決定（変更）後は、サービスを提供する各事業所等との連絡調整及びサービス等利用計画を作成
継続サービス利用支援	個別に定める期間ごとに、障害福祉サービス等の利用状況を検証し、計画の見直しを行う（モニタリング）

介護給付

サービスの名称	対象者	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害支援区分1以上の障がい者（児）	自宅における、入浴、排せつ及び食事等の介護や、生活等に関する相談及び助言、その他生活全般にわたる援助等を行う
短期入所 (ショートステイ)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期的な入所が必要な障がい者（児）	一時的に施設等へ入所し、入浴、排せつ及び食事の介護、その他の必要な支援を行う

その他

サービスの名称	サービスの内容
移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援する
日中一時支援事業	障がい者や障がい児の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を図るため、障がい者支援施設等で日中における見守りや社会に適應するために必要な日常的な訓練等の支援を行う

◎障害児通所サービス

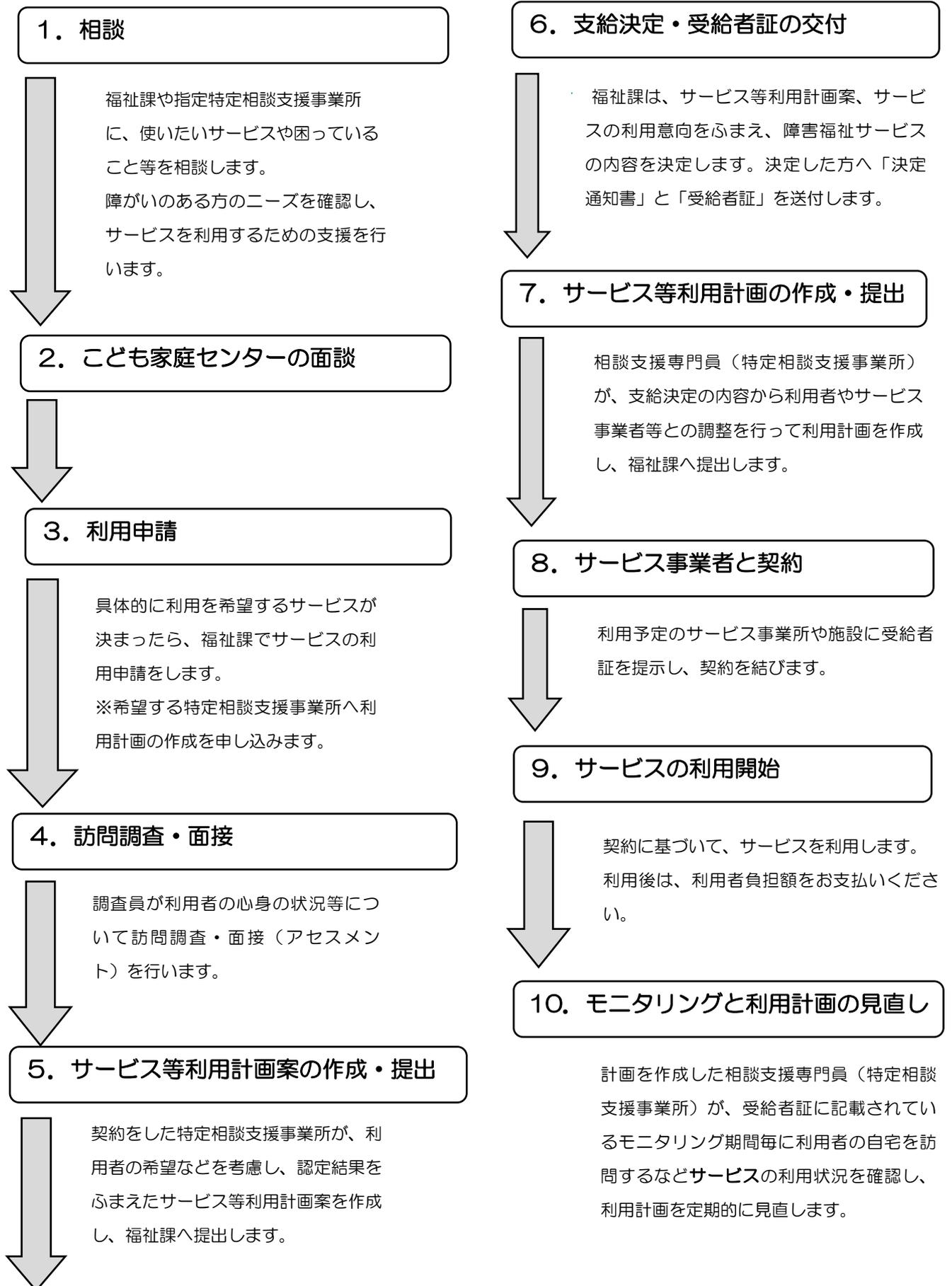
発達が気になるお子さまに対して、療育のサービスを提供します。

お子さまについて何か心配なことがあれば、伊予市こども家庭センターへご連絡ください。

サービスの名称	対象者	サービスの内容
児童発達支援	療育の観点から集団及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児等	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う
放課後等デイサービス	学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業終了後または休業日に支援が必要と認められた障がい児等	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行う
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な方	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う
保育所等訪問支援	集団生活を営む施設（保育所・幼稚園・認定こども園・学校等）に通う障がい児	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行う

お子さまの療育や親の仕事、レスパイト等、目的は様々ですが、多くの医療的ケア児が通所サービスを利用しています。たくさんの人に関わってもらうことで子どもたちの世界も広がっていきます。

◎ サービスの利用方法



◎ サービスに係る費用について

福祉サービスの利用に係る費用は、世帯の収入状況に応じて負担する上限月額が決定します。判断する世帯の範囲と負担上限月額は次のとおりです。

【所得を判断する際の世帯の範囲】

種 別	世帯の範囲
障がい児（18歳未満で障がいのある方） または施設に入所する18、19歳の方	原則、保護者の属する住民基本台帳での世帯

■ サービスに係る費用（障がい児）

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）	4,600円 （入所施設利用者9,300円）
一般2	上記以外	37,200円

おやつ代や特別なプログラムでかかる交通費などの別途費用は、実費でお支払いいただくことはあります。

◎障がい児（者）福祉サービス事業所

医療的ケアが必要なお子さまに対応できる通所事業所をお探しの際は、P21の相談先にご相談ください。

補装具、日常生活用具について

身体上の障害を補うため一定の基準により、日常生活や社会生活をしやすくするための補装具の購入、修理にかかる費用を支給します。また、在宅の障がいのある方に対し、日常生活の便宜を図るため日常生活用具の給付を行っています。

身体障害者手帳を持っている方及び難病患者等が対象で、障がいの部位や等級などに支給要件があります。

種類	品目（給付の代表的なもの）
補装具	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす ・座位保持装置 など
日常生活用具	<ul style="list-style-type: none"> ・酸素ボンベ運搬車 ・ネブライザー ・電気式たん吸引器 ・ストーマ用装具 ・居宅生活動作補助用具（手すりの設置や扉の変更など移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの） ・非常用電源※

※在宅で常時人工呼吸器を使用している方が災害時に必要な「非常用電源」の購入費用の一部を助成しています。

- ・対象：「正弦波インバーター発電機」、「ポータブル電源（蓄電池）」、「DC／AC 正弦波カーインバーター」のいずれか
- ・上限金額：10万円

■ 申請先 福祉課

支援の種類	内 容	経 費
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、必要な日常生活用具を給付	所得に応じた自己負担あり

■ 申請先 福祉課

運賃等の割引（障害者手帳の取得が必要）

◎JR 運賃、航空運賃、バス・電車運賃、旅客船運賃の割引

対象者や割引率が異なります。詳しくは各事業者にお尋ねください。

◎タクシー運賃の割引

対象者	割引率	備考
身体障害者手帳または療育手帳、精神保健福祉手帳いずれかを交付されている方	1割引 (本人のみ)	運転手に手帳を呈示してください。

◎障害者（児）タクシー利用助成事業（申請必要）

在宅の障がい者の交通手段の確保、社会参加の促進のため、タクシーを利用する際に利用料金の一部を助成する「タクシー利用助成券」を交付します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳（1～3級） ・療育手帳（A・B） ・精神障害者保健福祉手帳（1・2級） <small>※ただし、介護保険施設、障がい者施設、児童福祉施設等に入所している方は対象となりません。</small>
助成内容	申請した月に応じて1年度間につき最大24回分（じん臓機能障害により透析治療中の方は最大48回分）の助成券を交付し、乗車1回につき普通車初乗料金分（基本料金）を助成します。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・助成券の交付日（または4月1日）からその年度末（3月31日）まで※1年度ごとに交付を受ける必要があります。 ・伊予市が登録している協力機関（タクシー会社）に限ります

■ 申請先 福祉課または地域事務所

◎有料道路通行料金の割引

区 分	対 象 者	対象自動車	割引率	備 考
身体障がい者本人が運転する場合	第2種身体障害者	台数、車種、所有者等の要件あり	5割引	事前登録が必要
重度の身体障がい者または重度の知的障がい者が同乗し、本人または介護者が運転する場合	第1種身体障害者 第1種知的障害者			

- 申請先 福祉課または地域事務所

NHK放送受信料免除（障害者手帳の取得が必要）

対象となる世帯	減免割合	備 考
身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいる世帯で構成員全員が市町村民税非課税の世帯	全額免除	福祉事務所長の証明が必要
視覚障がい者、聴覚障がい者、重度の身体障がい者（1・2級）、重度の知的障がい者（A：最重度・重度）、または重度の精神障がい者（1級）が世帯主かつ受信契約者の世帯	半額免除	

- 申請に必要なもの
- ・放送受信料免除申請書（申請先窓口にあります）
 - ・同意書
 - ・印鑑

- 申請先 福祉課または地域事務所

パーキングパーミット制度

県内の公共施設やショッピングセンターなどに設置された身体障害者等用駐車場（車椅子マークがある駐車場）を適正に利用していただくために、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など、歩行が困難な方に、県がパーキングパーミット（身体障害者等用駐車場利用証）を交付し、その駐車場を本当に必要とする方が利用できるようにする制度です。

【交付対象者と有効期間】

対象者（歩行が困難な方）			有効期間	
身体障がい者	視覚障害	4級以上	5年間	
	聴覚障害	3級以上		
	平衡機能障害	5級以上		
	肢体不自由	上肢		4級以上
		下肢		6級以上
		体幹		5級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢		2級以上
移動		6級以上		
内部障害	4級以上			
知的障がい者	A（重度）			
精神障がい者	1級			
高齢者	要介護度1以上			
難病患者	指定難病患者・特定疾患医療受給者			
その他、上記基準に満たないが配慮を必要とされる方				
一時的に歩行が困難な方	妊産婦の方	産前7か月～産後1年間		
	けがをされている方	車椅子・杖などの使用期間		

■ 申請に必要なもの

- ・パーキングパーミット交付申請書（申請先窓口にあります）
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証、特定医療費（指定難病）受給者証、母子健康手帳等、配慮が必要なことを証明するもの

■ 申請先 福祉課または地域事務所

避難行動要支援者個別避難計画 「あい・愛プラン」

災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑で迅速に避難するために特に支援が必要と思われる方で「避難行動要支援者名簿」に登録されている方（「避難行動要支援者」といいます。）それぞれに具体的な避難支援を定めた「個別避難計画」を事前に定めることで、迅速な避難支援に結びつくことが期待できます。

また、以下に掲げる避難行動要支援対象者に当てはまらなくても、自ら避難することに不安を感じている方は気軽にご相談ください。

■ 避難行動要支援対象者（施設入所、長期入院中の方を除く）

- ・介護保険法に基づく要介護3以上の認定を受けている方
- ・身体障害者手帳（1～2級で、そのうち心臓や腎臓の機能障害のみの事由で該当する方を除きます。）、療育手帳〔A、B（中度）〕、精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方
- ・特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方で、かつ日常生活に部分または全面介助が必要な方
- ・小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方で、緊急度1～3に該当する方
- ・日常生活で医療的ケアを常に必要とする方
- ・その他、災害時の避難行動に特に支援を必要とする方

■ 相談・受付 福祉課、市民課、長寿介護課、子育て支援課、保健センター

■ 制度全般に関する問合せ先 危機管理課

いつか起こる災害を知って、いざという時に備えましょう。

- ① ハザードマップをみて、自宅、利用施設等ではどんな自然災害のリスクがあるのかチェックをしましょう。
- ② 「あい・愛プラン」をぜひ作成しましょう。併せて「災害対応ノート（P24）」を作成して、非常時の対応について関係者と共有しておきましょう。
- ③ 停電に備え、医療機器の電源と代替品等について、事前に確認して準備しておきましょう。
- ④ 日頃から、地域の活動、避難訓練などにも参加し、近所の方や民生委員と顔見知りになっておきましょう。

ハザードマップとは、自分の住む地域では、どんな自然災害のリスクがあるのか、危険度の大きさはどうかを地図上で示したものです。避難場所や避難経路を確認しましょう。冊子「伊予市総合防災マップはじめようマイ防災」をご覧ください。伊予市ホームページからもダウンロードできます。

6. 相談窓口について

支援者とその役割について

医療的ケアが必要なお子さまには、様々な支援者や機関がかかわり、相談できる人が複数います。それぞれの支援者・機関がどのような役割を担い、どのようなことを相談できるかを整理しました。

なお、下表の内容に限らず、それぞれの支援者は関係機関とのネットワークを持っていますので、困った時は近くにいる支援者にすぐにご相談ください。

分野	支援者	役割	相談内容（例）
医療	看護師、訪問看護師 （医療機関・訪問看護ステーション）	こどもへのケアの実施と体調管理のサポート	
	セラピスト（PT、OT、ST）	姿勢管理やコミュニケーション手段の獲得、摂食、嚥下等のリハビリテーションの実施	
	医療ソーシャルワーカー （医療機関）	退院後の地域生活に向けた関係機関との連絡調整	退院後の経済的、心理的、社会的な問題について
保健	保健師、栄養士、歯科衛生士 （保健センター）	こどもや家族の健康に関する相談	
保育	保育士、地域子育て支援コーディネーター （こども家庭センター等）	こどもの発達を促すための保育	心身の発達に不安のあるこどもの保育所等の入園について 集団生活の場や家庭でのこどもの発達及び関わりについて
教育	就学相談担当職員 （教育委員会）	<ul style="list-style-type: none"> 就学や学校生活に関する相談 こどもの発達やニーズに応じた相談 	特別な教育的支援を必要とするこどもの適切な学びの場や支援について
障害福祉	相談支援専門員 ※ （相談支援事業所）	<ul style="list-style-type: none"> 困りごとの整理、活用可能なサービスや事業所の紹介 サービス等利用計画の立案や支援者の調整 	障害児通所支援や障がい福祉サービスについて どのサービスや事業所を利用したらいいか
	医療的ケア児等コーディネーター	退院カンファレンス参加や在宅移行のための連絡調整など、医療的ケア児等の支援を総合調整	
	保育士・児童指導員 （児童発達支援事業所、放課後等デイサービス等）	日常生活の基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等の提供、療育の実施	こどもの発達に関するニーズや課題及びこどもの障がいの理解 地域の保育所、認定こども園等への移行について
	巡回相談員 （こども家庭センター）	<ul style="list-style-type: none"> 面談及び地域の保育所等の巡回による、こどもの発達支援と保護者支援 	

分野	支援者	役割	相談内容（例）
行政	行政職員	・各種サービスの相談や申請を行う窓口 ・福祉課、子育て支援課、学校教育課、健康増進課等があります。	
その他	機器取扱業者	機器の販売やレンタル、その後の点検の訪問、不具合発生時の相談	
	家族会や障害者相談員	同じ立場で相談を受けます	当事者や家族の気持ちについて 将来の見通しについて

※専門的な研修を受講し、医療的ケア児に必要なサービスを総合的に調整し、関係機関と家族や本人をつなぐ役割を担う「医療的ケア等コーディネーター」を含みます。

医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児や保護者が地域で安心して暮らせるよう、保護者の相談に対応します。

名称	住所	電話・Fax
伊予市役所 福祉課	伊予市米湊 820 番地	Tel: 982-1121 Fax: 983-3354

障害者（児）相談支援事業

在宅障がい者（児）に対して、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援など必要な支援を行い、障がい者やその家族の地域における生活を支援します。

名称	所在地	連絡先
伊予市社協指定相談支援事業所 ★ （伊予市障害者相談支援センター内）	伊予市米湊 7 2 3 番地 1	Tel: 983-6224 Fax: 983-3253
相談支援センター ふぁみすて ★	伊予市森甲 6 番地 1	Tel: 989-5780 Fax: 989-5781
指定相談支援事業所 くりのみ ★	伊予市中山町 出淵 2 番耕地 1 2 0 番地 1	Tel: 967-1460 Fax: 967-1460
指定相談支援事業所 伊予くじら ★	伊予市 上吾川甲 1038 番地 3	Tel: 982-7839 Fax: 982-7840

★医療的ケアが必要なお子さまの相談に対応できる相談支援専門員が在籍しています

伊予市の医療的ケアが必要なお子さまの相談窓口一覧

機関名	所在地	連絡先	主な相談内容
伊予市役所	〒799-3193 伊予市米湊820番地	代表 TEL : 089-982-1111	
福祉課		TEL : 982-1121 FAX : 983-3354	福祉サービス、各種手帳、補装具、日常生活用具、特別児童扶養手当ほか
市民課		TEL : 982-1113 FAX : 946-7353	国民健康保険、国民年金（障害基礎年金）、重度心身障害者医療ほか
税務課		TEL : 982-1114 FAX : 982-1105	市税の障害者控除ほか
子育て支援課		TEL : 982-1119 FAX : 983-3354	保育所等の入園相談 児童手当、子ども医療費等
危機管理課		TEL : 982-1218 FAX : 983-3681	防災「あい・愛プラン」ほか
中山地域事務所	〒791-3292 伊予市中山町 出淵2番耕地138番地1	TEL : 967-1111 FAX : 967-1101	各地域に関すること 福祉サービス等に関する 各種手続きなど
双海地域事務所	〒799-3292 伊予市双海町 上灘甲5821番地6	TEL : 986-1111 FAX : 986-1101	
健康増進課 (保健センター)	〒799-3127 伊予市尾崎3番地1	TEL : 983-4052 FAX : 983-5295	健康に関すること
こども家庭センター	〒799-3127 伊予市尾崎3番地1 (総合保健福祉センター2階)	TEL : 989-6226 FAX : 989-6226	子育て相談支援、発達に関する相談 問題行動、不登校等の相談、虐待に関する相談
伊予市教育委員会	〒799-3193 伊予市米湊820番地 (市庁舎2階)		
学校教育課		TEL : 989-9871 FAX : 982-5156	就学、特別支援教育ほか

■ 民生（児童）委員

地域の皆さんの幸せのための世話役として、生活に困っている方や高齢者、障がい者、児童、ひとり親家庭などの相談に応じたり助言をしたりしています。

各地域の民生（児童）委員の連絡先などについては福祉課までお問い合わせください。

障がい者団体・障がい者支援団体

団体名	代表者名 (事務局)	連絡先
伊予市身体障害者福祉協会	水田 恒二	Tel: 982-3675 Fax: 982-3474
伊予市手をつなぐ育成会	福島 久子	Tel: 982-0490
伊予市視覚障害者協会	藤岡 健次	Tel: 982-2170

家族会など

団体名	対象	活動内容	連絡先
ムーブオン媛ネット (愛媛県医療的ケア児等家族会)	愛媛県に住む医療的ケア児(者)とその家族	医療的ケア児(者)とその家族を取り巻く環境や生活の改善等に向け、当事者同士の交流や情報交換を行う。 https://moveonhimenet.blogspot.com	
愛媛県重症心身障害児(者)を守る会	重症心身障害児(者)とその家族	個別相談・巡回療育相談・交流キャンプ・各種研修会の開催。 ムーブオン媛ネット等との連携。 https://mamorukai-ehime.blogspot.com	
重症心身障がい児者や医療的ケア児の家族の会 ito(いと)	重症心身障害児(者)と医療的ケア児とその家族	気軽に集まれる場所づくり【itoカフェ】を開催。家族で参加できる季節のイベントで家族・きょうだい同士が交流できる。 https://gray081695.studio.site	

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

愛媛県の委託事業として、慢性的な疾病を抱えている児童やそのご家族の生活上の悩みや不安に寄り添うため、相談に応じています。また、社会福祉士などの自立支援員が、それぞれの悩みや不安に応じた支援策を一緒に考えたり、関係機関との連絡調整をしたり、個別支援を行います。

- ・認定NPO法人ラ・ファミリエ「地域子どものくらし保健室」
- ・住所：松山市萱町4丁目7-2カネ宮ビル1F
- ・連絡先：916-6035
- ホームページ <http://www.npo-lafamille.com>



訪問看護ステーションの利用（一般社団法人 愛媛県訪問看護協議会）

訪問看護ステーションの利用に関する相談、事業所の紹介等に対応します。

- ・電話相談 受付時間 月～金曜日 9時30分～16時（祝日、年末年始を除く）
- ・連絡先 090-4506-6698

医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）

国では、医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、全国の医師・医療機関（特に救急医）等が迅速に必要な患者情報を共有できるようにするための「医療的ケア児等医療情報共有システム：MEIS」を構築し、運用をしています。

医療的ケア児等が医療機関に搬送された際、MEISのホームページにアクセスしていただくことにより、緊急サマリー（MEISに登録された情報のうち救急現場で特に必要性が高いと想定される項目情報を抽出したもの）を閲覧することが可能となります。

詳しくは、下記ホームページをご覧ください。（こども家庭庁ホームページ）

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/meis>



災害時対応ノート・災害時対応マニュアル

愛媛県医師会・愛媛県小児科医会は、災害発生時に、医療的ケア児とその家族の方が必要な対応ができるよう、「災害時対応ノート」の様式と、「災害時対応マニュアル」を公開しています。これは、災害で長時間の停電や断水などが発生した場合に備え、家族や介護者の方が、非常時の対応を整理して、関係者と共有するために作成するものです。詳細は以下のホームページをご覧ください。

1	愛媛県医師会 ホームページ http://www.ehime.med.or.jp TOPページ『ダウンロード』→『小児在宅医療的ケア児「災害時対応ノート」について』よりダウンロード
2	愛媛県小児科医会 ホームページ http://www1.ehime.med.or.jp/epa/ TOPページ→「小児在宅医療検討委員会」（左側のアイコンボタンをクリック）→「在宅医療的ケア児のための『災害時対応ノート＆マニュアル』について」よりダウンロード

※参考「災害時対応ノート（全 19 ページ）」の1、2ページ

《災害時対応ノート》

年 1 回あるいは、対象者および家族に変化があった場合に
医療者とご家族と一緒に、指示変更の見直しをしましょう！

あなたの支援が必要です

私の名前は

です

- 人工呼吸が必要です。
- 酸素が必要です。
- たんの吸引が必要です。
- 口から飲んだり、食べたりできません。
- 目が見えません。
- 耳が聞こえません。
- 会話ができません。



※『災害時対応ノート』作成のための 小児在宅医療的ケア児 災害時対応マニュアル』と項目がリンクしています。マニュアルを見ながらノートを完成しましょう。

もくじ

1. 自宅付近で想定される災害状況を知る.....3
2. 避難場所・避難ルート・避難方法をきめておく.....4
3. 緊急時の連絡先を確認しておく.....6
4. 医療用具や衛生材料などを備蓄しておく.....8
5. 停電への対応を確認しておく.....11
6. たんの吸引が必要な医療的ケア児への備え.....12
7. 酸素療法が必要な医療的ケア児への備え.....12
8. 人工呼吸器を使用している医療的ケア児への備え.....12
9. 停電時の電源確保.....13

作成日	/ /	見直し⑧	/ /
見直し①	/ /	見直し⑨	/ /
見直し②	/ /	見直し⑩	/ /
見直し③	/ /	見直し⑪	/ /
見直し④	/ /	見直し⑫	/ /
見直し⑤	/ /	見直し⑬	/ /
見直し⑥	/ /	見直し⑭	/ /
見直し⑦	/ /	見直し⑮	/ /

2

医療的ケアが必要なお子さんと家族のための支援のしおり

発行年月 2026（令和8）年4月

発行 伊予市

企画編集 伊予市医療的ケア児に関する連絡会

連絡先 伊予市役所福祉課

電話 089-982-1121

FAX 089-983-3354